

年（令和 年） 月 日

大阪弁護士会会長 殿

氏 名 印

（修習期 第73期）

### 会館特別会費納入延期申請書

私は、大阪弁護士会各種会費規程第2条第3項に基づき、大阪弁護士会会館特別会費（月額6,000円）についての徴収開始月を、入会后3年を経過する月とされたく申請いたします。

---

納入延期を希望される方は、入会申込書とともに本書をご提出ください。

申請後、納付方法を変更することはできません。（大阪弁護士会各種会費規程第2条第3項）

大阪弁護士会会長